基づき、平成十七年一月十四日農林水産省告示第七十号 (オーストラリア産カンキツ属植物の生果実 に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の全部を改正し、公布の日から施行する。 〇農林水産省告示第百九十二号 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第七十三号) 別表二の付表第七及び第五十九の規定に 平成二十六年二月七日 属植物並びにクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどう 植物防疫法施行規則別表二の付表第七及び第五十九のオーストラリアから発送されるカンキツ 農林水産大臣 林

植物及び地域

の生果実に係る農林水産大臣が定める基準

- ンキツ属植物の生果実であること。 掲げる要件を満たしている地区として指定した地域 (以下「指定地域」という。)で生産されたカ オーストラリア (タスマニアを除く。以下同じ。)のうち、オーストラリア植物防疫機関が次に
- ア チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ (以下「ミバエ類」という。)が発生していな
- いう。以下同じ。)及び生果実調査 (生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。 ミバエ類について二によるトラップ調査 (トラップを用いた有害動物の有無に関する調査を
- 以下同じ。)が行われていること。 につき厳重な規制が行われていること。 オーストラリア内のミバエ類発生地域及びミバエ類発生国からのミバエ類の寄主植物の移入
- ドレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のものに限る。)の生果実であって、 ストラリアで生産されたものであること。 ペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどう(クリムソンシー スウィートオレンジ (バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。)、レモン、イン

生産地における調査

- 一の○の場合にあっては、次の方法によりトラップ調査が行われていること。
- 指定地域内に、トラップをミバエ類の寄主植物の分布状況及び過去におけるミバエ類の発見 調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。
- 状況を勘案して適正に配置すること。 イに定めるもののほか、トラップをオーストラリア植物防疫機関が必要と認める地点に配置
- すること。
- 一の宀の場合にあっては、次の方法により生果実調査が行われていること

金曜日

- 調査はオーストラリア植物防疫機関が行うこと。
- 指定地域内でミバエ類の寄主植物について行うこと。
- 主として傷害、奇形等が認められる生果実及び落下している生果実について行うこと。

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

四 生産地における検査及び証明

平成26年2月7日

- 物検疫証明書が添付してあるものであること。 していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア植物防疫機関が発行した植 オーストラリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着
- ○の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
- チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエに侵されていないものであること。
- されていない指定地域で生産されたものであること。 一の一の場合にあっては、二のトラップ調査及び生果実調査の結果、 ミバエ類の発生が確認

 (\Box)

一の〇の場合にあっては、六の消毒が行われたものであること。

ウ

五

が確認されていない指定地域内で行われていること。 一の○の場合にあっては、こん包は、二のトラップ調査及び生果実調査の結果、ミバエ類の発生

芳正

- 次の方法による消毒が行われたものであること。 又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー (以下「低温処理コンテナー」という。)において、 一の□の場合にあっては、オーストラリア内の低温処理施設 (以下「低温処理施設」という。)
- ア スウィートオレンジ (バレンシア種及びワシントンネーブル種のものに限る。)、インペリア 部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消ル、エレンデール、マーコット及びミネオラについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心 毒すること。

生果実の中心部の温度	期	間
摂氏一・〇度	十六日間	
摂氏二・一度	十八日間	
摂氏三・一度	二十日間	

き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。 レモンについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、 引

生果実の中心部の温度	期	間
摂氏一・〇度	十四日間	
摂氏二・一度	十六日間	
摂氏三・一度	十八日間	

ウ なった後、引き続きそれぞれ同表の下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。 グレープフルーツについては、次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかと

生果実の中心部の温度	期	間
摂氏二・〇度	十八日間	
摂氏三・〇度	二十日間	

エークリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうについては、 下欄に定める期間その温度以下で消毒すること。 次の表の上欄に掲げる生果実の中心部の温度のいずれかとなった後、引き続きそれぞれ同表の

生果実の中心部の温度	期	間
摂氏一・〇度	十六日間	
摂氏二・〇度	十八日間	
摂氏三・〇度	二十日間	

であること。 ア植物防疫機関により①の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたもの 一の二の場合にあっては、低温処理施設及び低温処理コンテナーは、あらかじめオーストラリ

+

による封印がなされていること。

各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、

オーストラリア植物防疫機関

九

平成26年2月7日

金曜日

- 七 植物防疫官による確認 一の○の場合にあっては、ミバエ類の寄主植物の移入規制、二のトラップ調査及び生果実調査
- ゛ 一の□の場合にあっては、四の⊖の検査及び六の消毒が的確に実施されていることが植物防疫並びに四の⊖の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。 官により確認されていること。 二の植物防疫官による消毒が的確に実施されていることの確認は、 オーストラリア植物防疫機
- 関と共同して、次により行うものとすること。 低温処理施設において消毒が行われる場合にあっては、当該施設において六の消毒が行われ
- 開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認するこ ていることを確認すること。 低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出港においては六の消毒が
- 輸送中及び積込み時の措置
- 八 おそれがないと認められる材料によりこん包されていること。 過して輸送するときは、当該ミバエ類の発生地域内において、当該生果実がミバエ類の侵入する 一の一の場合にあっては、 生果実を船舶又は航空機に積み込むためにミバエ類の発生地域を通
- 置がとられていること。 設から船舶又は航空機に積み込むときは、 一の二の場合にあっては、 低温処理施設において六により消毒された生果実のこん包を当該施 当該生果実がミバエ類に侵されることのないための措
- 実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーに、輸出植物検疫が終了している が収容されたコンテナーに、一の□の場合にあっては、四の□の検査及び六の消毒が行われた生果一の□の場合にあっては、四の□の検査が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包 旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。